

原告が東京地方検察庁を訪れた際原告に対し齊藤の道路交通法違反については報告義務違反でしか処罰できなかったと説明したことが記載された部分がある。他方、甲四号証及び五号証（いずれも原告作成の内容証明郵便）によれば、原告は、赤根検察官に対し、平成七年三月二三日及び同年七月六日発送の各内容証明郵便において、齊藤の道路交通法違反被疑事件についての処分結果を尋ねていたことが認められる。他に道路交通法違反被疑事件の処分結果を赤根検察官が原告に通知した事実の有無を客観的且つ明確に証する証拠は本件において存しないので、右の事実の有無は証拠上判然としないが、弁論の全趣旨によれば右処分結果の書面による通知はなされていないことが認められる他、原告が前記内容の甲五号証の内容証明郵便を赤根検察官宛に出した事実を鑑みるときは、少なくとも、平成七